

女性活躍推進法に基づく小倉記念病院の「一般事業主行動計画」

仕事と家庭の両立ができ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、当院は次のとおり「一般事業主行動計画」を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 当院の現状と課題

当院の在職者のうち女性が占める割合は71.3%、在職者のうち管理職に占める女性の割合は36.4%で国の平均(15%)を大幅に上回るものの、在職比率を加味すると一層の女性登用が望まれる。平均勤続年数は、女性が10.1年、男性が13.7年(役員および医局人事異動のある医師を除く)で、男性に比べて女性の在職年数が短い状況にある。

3. 目標と取組内容

- (1) 男女の平均勤続年数の差を2年以内にする。
- (2) 管理職の女性登用比率を40%以上にする。

< 取組内容 令和4年4月～ >

- 女性が、家庭と仕事を両立しやすいように以下の取り組みを行う。
 - ・「所属長への毎月の時間外労働の通知・過重労働者のチェック」により、時間外労働削減を促す。
 - ・職種間の役割分担を見直し、忙しい部門・職種の労働負担の軽減、労働時間の短縮を図る。
- 育児による退職を防ぐため、多様なシフトを持つ育児短時間制度の利用を促進する。
特に女性医師の就労継続のためにより柔軟な勤務形態・勤務時間に対応する。
- 能力の高い非正規職員を対象に正職員への雇用転換を推進し、管理職候補の母集団を増やす。
- 定期的にストレスチェックや産業医によるメンタルサポートを推進し、就業継続を支援する。